

平成21年5月15日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社  
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子  
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)  
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔  
(TEL：088-655-0001)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました（いわゆる株券の電子化）。これに伴い不要となった株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備えおかなければならないことから、附則第1条及び第2条を新設するものであります。また、その他所要の変更を行うとともに、併せて現行定款第8条以下を順次繰り上げるものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月29日
定款変更の効力発生日	平成21年6月29日

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株式喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株式名簿管理人に<u>取扱わせ</u>、当社においては取扱わない</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 14 条～第 54 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株式名簿管理人に<u>委託し</u>、当社においては取扱わない</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の株式の名義書換ならびに<u>単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 13 条～第 53 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上